

綾部東部デイサービスセンター

指定通所介護事業 運営規程

（目 的）

第1条 この運営規程は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置運営する綾部東部デイサービスセンターが行う指定通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（運営の方針）

第3条 通所介護を通じて、利用者の願いや意欲を生かし、仲間づくりや日常生活欲求を実現し、心身の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減に繋げ、利用者の在宅生活及び社会生活を支援していく。

二、事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の医療・保健・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的な援助に努めるものとする。

三、事業は 通常規模型通所介護を実施する。

（事業所の名称等）

第4条 本事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

一、運営主体 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

二、名 称 綾部東部デイサービスセンター

三、所在地 京都府綾部市十倉名畑町欠戸 29 番地の 1

（職員の配置および職務内容）

第5条 本事業所に勤務する単位ごとの管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 通常規模型通所介護

一、管理者 1 名（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする）

管理者は、事業所の職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、生活相談員 1 名以上（サービス提供時間を通して常勤 1 名以上配置する）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所において必要な役割を果たす。

三、看護職員 1 名以上（兼務）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。

四、介護職員 3 名以上（兼務）

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

五、機能訓練指導員 1 名以上（兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

（開所日および開所時間）

第 6 条 本事業所の開所及び開所時間は次のとおりとする。

- 一、 開所日は月曜日から金曜日までの週 5 日を基本とし、年度毎の詳細は、別紙年間実施表のとおりとする。
- 二、開所時間は、午前 8 時半から午後 5 時までとする。
- 三、開所日及び開所時間について管理者が必要と認める時は変更することができる。

（利用定員）

第 7 条 本事業所が、1 日に通所介護のサービスを提供する定員は、通常規模型通所介護 35 名とする。

（通所介護の内容）

第 8 条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

一、個別介護

日常生活上の身体援助、生活指導、日常動作訓練、養護、家族介護者教室、健康チェック、送迎、入浴、給食

二、集団活動及び日常生活欲求の実現によって利用者の在宅生活を支援する。

- ・ 個々の生活習慣や文化、価値観の実現
- ・ 生活の自立性の拡大を図る（自立支援）

- ・ 生きることの喜び、意味を見いだす
- ・ 栄養チェック、健康管理、清潔保持へ繋げる
- ・ 状態の変化を発見し、他職種へ繋ぐ

三、在宅介護支援センターの相談・調整活動と一体になった援助を行う。

四、その他、介護支援事業を効果的に機能させるために必要な事業。

(利用料等)

第9条 本事業所が提供する通所介護の利用料は、次のとおりとする。

- ・ 法定代理受領分は介護報酬の告示上の額より負担割合証記載の割合
- ・ 法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。利用料は社会通念上妥当な範囲内で別に定める。

(1)次条に定める通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2)利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を越えて介護を行った場合に要する費用のうち、介護報酬を越える費用

(3)食費 550 円

(4)喫茶代 100 円

(5)おむつ代 実費

紙パンツ 150 円、尿取りパット 30 円、紙おむつ 150 円

おむつシート 50 円

(6)キャンセル料 当日キャンセルをされた場合は食費相当額をキャンセル料として徴収する。

(7)前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

二、前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は綾部市内とする。

- 二 聴覚言語障害者及び難聴者の場合、通常の実施地域を越えて事業を実施することができる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 サービス利用者は次の事項に留意しなければならない。

- 一、利用に当たり持参するもの

着替え、タオル、その他必要に応じ指示のあったもの

- 二、利用に当たり自分の健康状態を報告する。必要により健康診断書を提出する。
- 三、利用中は原則として職員の指示を守ること。

(苦情処理、賠償等)

第 12 条 提供した通所介護に関する利用者からの苦情や、賠償すべき事故の発生に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し担当者を配置して必要な措置を講じ、必要な賠償等を行うものとする。

(衛生管理)

第 13 条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 二 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 職員は、通所介護の実施中に利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

（個人情報の保護）

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者で介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 18 条 職員の資質向上を図るために研修の機会を設ける。

- （1） 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- （2） 継続研修 随時

二、 本事業所は、この事業を行うため、サービス提供内容、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

三、 この運営規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と本事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する